

# 青森県報

第九百二十五号

令和七年  
六月十一日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 保 険 課) …… 一
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………( 同 ) …… 一
- 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定の辞退……………( 同 ) …… 二
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………( 同 ) …… 二

### 公 告

- 知事管理漁獲可能量の変更の公表……………(水産振興課) …… 二
- 出先機関
- 土地改良区の役員就任及び退任……………(東 青 農 林 水 産 事 務 所) …… 三
- 土地改良区の役員就任……………(中 南 農 林 水 産 事 務 所) …… 三
- 右 同……………(三 八 農 林 水 産 事 務 所) …… 四
- 土地改良区の定款変更の認可……………( 同 ) …… 四
- 土地改良区の役員の就任……………(西 北 農 林 水 産 事 務 所) …… 四

### 告

### 示

#### 青森県告示第二百四十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和七年六月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定居宅サービス事業者	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指定年月日
	社会福祉法人 社会福祉協議会 社会福祉協議会 社会福祉協議会	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷九の四	通所介護	あじがさわらぽ いきいき	令和七・七・一

#### 青森県告示第二百四十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和七年六月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定居宅サービス事業者	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	廃止の届出年月日	廃止年月日
	株式会社 二チイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目六	福祉用具貸与	二チイケン アーデン 十和田市稲生一田中ビル四階	令和七・四・二四	令和七・五・三

株式会社 ニチイ学 館	株式会社 ニチイ学 館	株式会社 ニチイ学 館
東京都千代田区 神田駿河台四丁目 六	東京都千代田区 神田駿河台四丁目 六	東京都千代田区 神田駿河台四丁目 六
特定福 祉用具 販売	福祉用 具貸与	特定福 祉用具 販売
ニチイケ アセンテ ンター 中央	ニチイケ アセンテ ンター 中央	ニチイケ アセンテ ンター 田
十和田市 中三第 四階	十和田市 旭町七 の四七	十和田市 中三第 四階
〃	〃	〃
〃	〃	〃

青森県告示第百四十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十一条の規定により次の指定介護老人福祉施設からその指定を辞退する旨の届出があったので、同法第九十三条第二号の規定により公示する。

令和七年六月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定介護老人福祉施設 開設者	名称	名称	所在地	辞退の 年月日	辞退 年月日
社会福祉 法人七峰 会	弘前市大字下白 銀町二一の八	特別養護 老人ホーム アップル	弘前市大字高杉 字尾上山三五〇	令和 七・四・三	令和 七・五・九

青森県告示第百四十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

令和七年六月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

株式会社 ニチイ学 館	株式会社 ニチイ学 館	株式会社 ニチイ学 館	株式会社 ニチイ学 館	氏名 又は 名称	主たる 事務所の 所在地 又は住所	介護予 防サー ビスの 種類	介護予 防サー ビス 事業を 行う事 業所	廃止の 年月日 出	廃止 年月日
東京都千代田区 神田駿河台四丁目 六	東京都千代田区 神田駿河台四丁目 六	東京都千代田区 神田駿河台四丁目 六	東京都千代田区 神田駿河台四丁目 六	ニチイケ アセンテ ンター 中央	ニチイケ アセンテ ンター 中央	ニチイケ アセンテ ンター 中央	ニチイケ アセンテ ンター 中央	〃	〃

公告

知事管理漁獲可能量の変更の公表

知事管理漁獲可能量（令和七年三月十四日公表）の一部を次のとおり変更したので、漁業法（昭和二十四年法律第百六十七号）第十六条第五項において準用する同条第四項の規定により公表する。

令和七年六月十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量のうち、次に掲げる特定水産資源に関するものは、次のとおりとする。

第1 へろまぐろ（小型魚）

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県へろまぐろ（小型魚）漁業	346.4トン

第2 へろまぐろ（大型魚）

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県へろまぐろ（大型魚）漁業	784.2トン

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、青森第二北部土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十九項の規定により公告する。

令和七年六月十一日

青森県東青農林水産事務所長 内 山 真 人

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退 任の年月日
理 事	菊地 清昭	青森市大字左堰字野田一三の一	令和 七・四・一就任
〃	葛西 透	大字小橋字田川四六の一	〃

〃	工藤 隆志	〃	大字左堰字野田四三	〃
〃	工藤 善吉	〃	大字小橋字田川四七の二	〃
〃	山口 勝彦	〃	大字左堰字大科二五の二	〃
〃	工藤 美穂子	〃	大字小橋字伊沢五の二	〃
監 事	土岐 富和	〃	大字左堰字野田二二	〃
〃	工藤 久米司	〃	大字小橋字田川三五	〃
〃	藤田 勉	〃	大字左堰字大科二三	〃
理 事	菊地 清昭	〃	字野田一三の一	七・三・三退任
〃	工藤 善吉	〃	大字小橋字田川四七の二	〃
〃	工藤 隆志	〃	大字左堰字野田四三	〃
〃	工藤 和夫	〃	大字小橋字田川四六	〃
〃	山口 勝彦	〃	大字左堰字大科二五の二	〃
〃	山口 勝	〃	大字小橋字千鳥二三	〃
〃	葛西 透	〃	字田川四六の一	〃
監 事	土岐 富和	〃	大字左堰字野田二二	〃

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、平川土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十九項の規定により公告する。

令和七年六月十一日

青森県中南農林水産事務所長 齋 藤 禎 展

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理 事	田中 るり子	平川市石郷村元九〇の一	令和 七・四・三就任
〃	福井 志津子	〃 館田前田二一二	〃
監 事	古川 榮	〃 大坊前田七の三	〃

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、福地土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十九項の規定により公告する。

令和七年六月十一日

青森県三八農林水産事務所長 大和山 真一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	田中 仁司	三戸郡南部町大字小泉字家ノ前一の一	令和七・三・三

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、福地土地改良区の定款の変更を令和七年五月二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和七年六月十一日

青森県三八農林水産事務所長 大和山 真一

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、五所川原北部土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十九項の規定により公告する。

令和七年六月十一日

青森県西北農林水産事務所長 豊澤 順造

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
監事	鳴瀬 順一	五所川原市大字種井字鐘湯四	令和七・四・四

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付二十一円七十銭